

令和6年度 子どものインフルエンザ 予防接種事業

港区民のお子さんを対象に、

インフルエンザの任意接種を受ける方の費用の一部助成を行います。 今年度から助成額を引き上げ実施します。

助成対象

港区民で、生後6か月~高校3年生相当年齢の人

(平成18年4月2日~令和6年7月1日生まれの人)

- ※ 接種当日、生後6か月に満たない場合には接種を受けることができま
- ※接種当日、生後6か月~13歳未満の年齢の方への助成は2回です。 ※接種当日、13歳以上の年齢の方への助成は1回です。

助成金額 法

接種1回につき4,500円を区が負担(差額自己負担)

- ※ 対象者には予診票を送付します。令和6年8月30日以降に港区へ転入 された方は下記問合せへご連絡ください。
- ※ 区内の指定医療機関に、<u>予診票、港区の住所が確認できる本人確認書類、母子健康手帳(親子手帳)</u>を持参して接種してください。

助成期間

令和6年10月1日(火)~ 令和7年1月31日(金)

- ※ 指定医療機関、事業の詳細は、区ホームページをご覧ください。
- ※ 費用の事後請求等はできませんので、必ず接種時に助成を受けてください。
- ※ 助成の対象は、注射によるワクチンとなります。

季節性インフルエンザ予防接種は任意の予防接種ですが、 感染や重症化予防にはワクチン接種が有効です。

みなと保健所 保健予防課 保健予防係

港区ホームページ▶

問合せ

電話:03-6400-0081FAX:03-3455-4460

「令和6年度子どものインフルエンサ 予防接種事業について」

